

岩 運 整 第 2 0 2 号
令和 7 年 1 0 月 1 5 日

管内自動車運送事業者 各位

岩 手 運 輸 支 局 長
(公 印 省 略)

鉄道車両との衝突事故防止の徹底について

標記について、令和 7 年 1 0 月 6 日付け東自保第 3 6 号により、自動車技術安全部長から通達があったので、下記について徹底し、事故防止に努めていただくようお願いいたします。

記

- (1) 事業者は、運行する経路の道路及び交通の状況について把握し、これらの状況を踏まえ、安全な経路を設定するとともに、運転者に対し、安全運行のために留意すべき事項を指導すること。
- (2) 運転者に対し、踏切を通過しようとするときは、踏切の直前で停止し安全を確認することなど、道路交通法の規定を遵守するよう指導すること。
- (3) 運転者に対し、踏切内で運行不能となった場合は、非常ボタンを押して速やかに列車に対し適切な防護措置をとることや、車を前進させて遮断棒を押し上げて脱出することなど、安全確保のために必要な行動をとることについて指導すること。
- (4) 運転者に対し、右左折時には、軌道敷内の安全を十分に確認するよう指導すること。
- (5) 運転者に対し、車両は、左折し、右折し、横断し、若しくは転回するため軌道敷を横切する場合又は危険防止のためやむを得ない場合を除き、軌道敷内を通行してはならないこと、軌道敷内を通行する車両は、後方から路面電車が接近してきたときは、路面電車の正常な運行に支障を及ぼさないようにすみやかに軌道敷外へ出ることなど、道路交通法の規定を遵守するよう指導すること。